

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

七、生活ノ安定ヲ圖ル

爲十時間制ノ賃銀

ヲ八時間制ニ繰リ

入レラレ度

ルヲ以テ今一率ニ改正セシムルニ実行
後ニ於テハ却テ從業員全体ハ不
平ヲ感スルトモナリ慎重ニ審議セサレ
ハ輕々シク着手スルニ非ズルヲ示ス
スルヲ以テ今回ハ尚利益等ヲ研究
シ續行スルコトトス

七、昇級ノ意味ヲ別問題トシテ八

時間ノ実働ニ十時間分ヲ給スル如

キハ現制ノ根本ヲ改ムコトトスル

ニ廣ク官民一般ニ關係スル事項

ニ關シ目下ノ情況ニ於テハ總當

八、業務縮小ヲ爲メ森嚴

全負ノ三分一解僱セシ

ルトノ噂高シ具ノ実否

ニ依リ度シ

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄

六、(六) 儲蓄